



令 2 技術管理第 111 号の 2
令和 2 年(2020 年)4 月 15 日

(一社) 山口県建設業協会長 様

山口県土木建築部技術管理課長



工事情報共有システムの積極的かつ適切な活用について (送付)

工事情報共有システム (以下、「システム」という。) については、平成 31 年 4 月 1 日以降、全ての工事を対象に運用を開始したところです。

システムの活用は、工事帳票の対面での受け渡しが回避できること、様々な場所で工事帳票処理が可能となること等から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置の観点からも大変有効と考えられます。

このため、別紙により入札参加者等への周知を行うこととしましたので、参考にご送付します。

〔 技 術 指 導 班
担 当 : 吉 村
TEL : 083-933-3636
FAX : 083-933-3669 〕



土木工事における「工事情報共有システム」の 活用について（お知らせ）

令和2年4月
山 口 県

平成31年4月1日以降、山口県土木建築部が発注する土木工事については、「工事情報共有システム」を運用しているところです。

本システムは、受発注者および発注機関組織内のコミュニケーションの円滑化や、公共事業における生産性向上はもとより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも大変有効と考えられます。

このため、改めてシステム活用の促進を図っていただくことを目的として、以下のとおりお知らせします。

1 対象工事

全ての工事において、活用が可能。

（工事受注者からの申し出があった工事とする。）

2 システムの利用方法等

- 契約締結後、受注者から発注者（監督職員）へ申し出ること。
- 使用するシステムは工事の受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。
- システム利用に係る費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費率分に含まれる。
- システム利用の対象とする工事帳票や期間は、受発注者間の協議により決定する。

3 運用基準等

「工事情報共有システム運用ガイドライン」

山口県技術管理課Webページ内「その他の基準・マニュアル等」に掲載。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/gizyutukizyun/20120720001.html>